

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小林市有料広告掲載要綱(平成 20 年小林市告示第 18 号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市のホームページ(以下「ホームページ」という。)における広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第 2 条 広告掲載(広告主(要綱第 2 条第 3 号に規定する広告主をいう。以下同じ。)が指定したリンク先のホームページを含む。)の内容は、要綱及び別に定める基準(以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲載の位置等)

第 3 条 広告掲載の位置、枠数等はホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の製作及び経費負担)

第 4 条 広告物の原稿データは、広告主又は広告取扱業者(要綱第 2 条第 4 号に規定する広告取扱業者をいう。以下同じ。)が、市長の指定する仕様に従って製作するものとし、当該製作経費は広告主が負担するものとする。

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)から広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)までの期間は、1 月を単位とし、3 月を基本とする。なお、その期間は、12 月を限度とする。

2 広告掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に基づく休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たる場合は、市長が別に定める。

(広告取扱業者の選定)

第 6 条 要綱第 6 条第 3 号に定める広告取扱業者は、競争入札により選定する。

2 前項の競争入札に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載を希望する者は、小林市ホームページ広告申込書(別記様式)に掲載しようとする広告物の原稿等を添付して市長に申し込むものとする。

(広告掲載の審査)

第 8 条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、要綱第 11 条に規定する小林市広告掲載審査委員会による会議(以下「会議」という。)を開催し、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を審査するものとする。ただし、会議の開催が困難な場合は、事案を委員に回議してその会議に代えることができる。

(審査結果の通知)

第 9 条 市長は、前条の規定による審査の結果を、当該広告掲載の申込みをした者に通知するものとする。

(掲載内容の修正)

第 10 条 市長は、前条の規定による通知をした後において事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告取扱業者に対し広告物の内容等の修正を求めることができる。

(掲載の停止等)

第 11 条 市長は、前条による広告物の内容等の修正の後において、なお要綱及び基準に適合しない場合には、掲載の停止又は中止を行うものとする。

(広告掲載料の支払)

第 12 条 広告物の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、市長が定める。

2 広告主等は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により広告掲載料を納入しなければならない  
(広告掲載料の還付)

第 13 条 市長は、広告主又は広告取扱業者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を還付する。ただし、当該広告掲載をしなかった期間が 1 月当たり 1 日未満の場合は、還付しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、市ホームページの運営を一時停止した場合は、還付しないものとする。ただし、一時停止の期間が 2 日を超える場合は、前項の規定に準じて算出した額を還付する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

3 前 2 項の規定により還付する場合には、利子を付さないものとする。

(リンク先の変更)

第 14 条 広告主又は広告取扱業者は、広告のリンク先を変更しようとする場合には、変更しようとする日から起算して 10 日前までに、市と協議しなければならない。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 99 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による第 22 条、第 29 条、第 39 条、第 40 条、第 59 条、第 60 条、第 69 条、第 70 条、第 79 条、第 87 条、第 91 条及び第 92 条の規定による改正前の告示による様式(次項において「改正前の様式」という。)により使用される書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な修正を加えた上、使用することができる。

小林市長 様

## 小林市ホームページ広告申込書

小林市が提供するホームページへのバナー広告を以下のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地		
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職・氏名		○印
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		e-mail	
業 種			
掲載希望期間		(掲載期間は 1 月単位で、最長 12 月まで) 年 月～ 年 月(計 月間)	
<p>広告の内容(広告タイトル、バナー広告上で使用するフレーズや写真など)</p> <p>原稿(縦 50 ピクセル×横 160 ピクセル、10k バイト以内、GIF 形式)を別途添付してください。</p>			
<p>リンクするホームページ URL</p> <p>http://</p>			
申込資格		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小林市の広告関連規定を遵守します。</li> <li>・税の滞納はありません。</li> <li>・小林市が市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> </ul>	
備 考		<p>添付書類</p> <p>1 会社事業概要書</p>	

受付日： 年 月 日

## 〈注意事項〉

※お申込みいただいても、既に予約が入っている場合は期間を変更していただく場合があります。

※広告内容を審査の上、掲載の可否を後日通知いたします。

【問合せ】 小林市役所 企画政策課 TEL0984-23-0456 FAX0984-25-1037

mailto: メール [info@city.kobayashi.lg.jp](mailto:info@city.kobayashi.lg.jp)

